

## LETTER OF GUARANTEE FOR CONTAINER ROUND USE

MESSRS. SITC CONTAINER LINES CO.,LTD.

M/V:

VOY

POL:

POD:

CNTR NO:

### 第一条 継続使用の定義

本確認書において『継続使用』とは、輸入貨物のデバンニング後に空コンテナを指定する CY (デポ) に返却し、輸出貨物については改めて CY (デポ) より空コンテナをピックアップしなければならないところを、輸入された該当コンテナを CY (デポ) に返却せず、そのまま輸出貨物の輸送に継続して使用することをいう。

### 第二条 対象航路/対象貨物

継続使用の対象航路/貨物は以下の通りとする。

貴社の運営する日本発着航路

### 第三条 コンテナコンディションチェック及びダメージコンテナの取り扱い

・コンテナダメージチェックは輸入実入りコンテナの CY からの搬出時及び輸出実入りコンテナの CY への搬入時に行う外観検査のみとし、輸入実入りコンテナの CY 搬出後から輸出実入りコンテナの CY への搬入までに発生したコンテナダメージに係わる責任は全て当社に帰するものとする。

・輸入実入りコンテナの CY からの搬出時、コンテナにダメージが発見された場合は該当コンテナを継続使用せず、デバン後速やかに当社手配及び費用にて空コンテナを貴社指定の CY へ返却するものとする。

### 第四条 輸出における貨物クレーム

当社が本依頼に基づいて貴社のコンテナを継続使用して貨物を輸出し、貨物に損害が発生した時、その損害がコンテナの欠陥または損傷に起因すると明らかに判断される場合は、貴社はその貨物に関する当社及び B/L で指定された『荷主』からの一切のクレームを逃れるものとする。

### 第五条

継続使用の場合、ブッキング時に該当コンテナ番号を連絡するものとし、必ず貴社の事前了解をとるものとする。この通知は遅くともコンテナを CY へ搬入する前日までに行うものとする。

第六条 FREE TIME DETENTION CHARGE

継続使用の CONTAINER FREE TIME/DETENTION CHARGE は添付(APPENDIX 1)の通りとする。

第七条

本 L/G にない事項、または解釈について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議するものとする。

(APPENDIX 1)

FREE TIME は、輸入コンテナの CY 搬出日から輸出本船の CY CUT 日までの間に 1 4 日間とする。  
但し、1 4 日を超える場合は下記の DETENTION CHARGE が課徴される。

CNTR TYPE	15-19DAYS	20DAYS UP
20G	¥1,200.-	¥2,400.-
40G HC	¥2,400.-	¥4,800.-

---

(社印、部署名、部長職以上のサイン)